

令和5年度やまがたトップセミナー運営業務委託仕様書

1 目的

やまがたイクボス同盟を中心とした経営トップ層を対象として、有識者を招いたイクボスに関するセミナーを開催し、企業経営者や管理職の意識改革を促し、もって、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、山形県及び「やまがたイクボス同盟（事務局：山形県産業労働部雇用・産業人材育成課働く女性サポート室）」が主催する企業経営者層等を対象とした「やまがたトップセミナー」の運営等を行う。

2 事業の概要

(1) 日時

令和5年11月30日（木）14時～16時（120分）

(2) 実施場所

対面及びオンライン併用とする。

対面会場：パレスグランデール アンティス（定員100名）

オンライン：ライブ配信サービス（zoom、youtube ライブ等）（100名程度）

(3) 内容（予定であり、変更になる場合がある）

時間（予定）	内容	発言者（予定）
14：00～14：05（5分）	開会	司会者
14：05～14：10（5分）	主催者あいさつ	山形県
14：10～15：40（90分）	基調講演	講師
15：40～15：55（15分）	質疑応答 （意見交換）	講師・ 受講者・司会者
15：55～16：00（5分）	閉会（事務連絡）	司会者

(4) 内容の詳細

- ・対面及びオンライン併用セミナーとして実施する。ライブ配信サービスを使用し、対面会場からのライブ映像を、受講者に配信する。
- ・講師は、対面会場で講演を行う。
- ・受講者は、事前登録制とし、申込みのあった者のみの受講とする。
- ・質疑応答は、講師と対面会場は会場備え付けのマイク、講師とオンライン受講者間は、映像及び音声又は、コメント機能を用いて行う。
- ・セミナーの内容のうち、講義及び質疑応答は、特設ホームページを開設するなどの方法で、セミナー実施後1か月間オンデマンド配信すること。（事前登録者限定とし、一般公開は行わない）

3 委託内容

セミナーを実施するために必要となる業務全般で、概ね次のとおりとする。

(1) 実施に向けた準備

- ①開催に必要な通信回線、機器、ツール等の手配

- ②会場設置の演題の作成
- ③会場配置図の作成
- ④当日の進行台本の作成

(2)実施

- ①会場設営、受付、運営補助（2名程度）
- ②機材設置、オンライン配信
 オンライン配信のため、実地会場にテクニカルスタッフを配置し、機器操作にあたりるとともに、不測の事態に対応すること。配信用カメラは、講師と司会用に各1台設置すること。
- ③オンデマンド配信コンテンツ作成及び特設ホームページ作成
- ④アンケート作成、実施及び結果集計（単純集計）
 受講者の理解度や満足度を把握するためのアンケートを行う。なお、アンケートはオンラインで回答できるようにすること。
- ⑤アンケート等集計報告書の作成
 開催日時、申込者数、講師、講演内容、アンケート結果等をホームページ公開用レポートとしてまとめること（A4サイズで2枚）。

(3) 受講者管理

- ①受講生募集に関する問い合わせの対応
- ②受講者からの申込み受付（受講用 URL の配付含む）
- ③受講者への講座受講方法の説明、受講サポート、その他受講者との連絡調整
- ④受講者の出欠、受講状況の確認

(4)会場との調整及び使用料等の支払い

会場は以下のとおり。必要に応じて、会場との事前打ち合わせ等を行うこと。

会場	使用料（税込）
パレスグランデール アンティス	170,060 円（※）

※なお、会場使用料には、マイク2本、スクリーン、プロジェクター使用料が含まれる。

(5)講師への謝金等の支払い

謝金（税込）：300,000 円

旅費（税込）：30,000 円以内で別途県が積算する額

※講師は県が選定する

(6)広報

- ①広報チラシのデザイン
- ②SNS 有料広告の掲出（募集期間中に Facebook 等で5万円程度）

(7)広報用チラシの印刷

- ①作成部数：1,300 部

- ②仕様：A4サイズ、両面カラー印刷、マットコート紙 44.5 kg相当、デザイン編集有
- ③納品時期：10月23日を目途に納品

(8) 広報用チラシの発送

発送箇所：約 200 箇所

- ※ 県が準備する案内文(添書)を印刷し、チラシと併せて発送すること。
- ※ チラシ完成後、速やかに発送できるようにすること。

(9) 成果品

次のものを成果品として1部提出すること(CD-R、DVD-R、印刷物等で提出)

- ①アンケート結果(単純集計)
- ②アンケート等集計報告書
- ③オンデマンド配信コンテンツデータ

提出場所及び提出期限

提出場所：山形県産業労働部雇用・産業人材育成課働く女性サポート室

提出期限：令和6年1月31日(水)

4 委託期間

契約の日から令和6年1月31日(水)まで

5 その他

- (1)発注者である山形県産業労働部雇用・産業人材育成課働く女性サポート室と業務内容に関する具体的な打合せを行い、業務を実施すること。
- (2)業務全体の進行管理や県との連絡調整を行うため、実施責任者や担当者を選任すること。
- (3)委託業務の実施にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (4)事業実施により得た情報(個人情報を含む)等については、すべて県に帰属するものとする。
- (5)会場への使用料、講師への謝金等の支払いは、委託期間内に完了すること。
- (6)本事業は、内閣府「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、当該委託事業の収支簿を備えるなど、他の経理と区別し委託料の使途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を整備しておくこと。
- (7)委託事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること
- (8)この仕様書に記載されていない事項又は記載内容に疑義が生じた場合には、協議のうえ決定する。